

参考資料

令和5年12月11日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和5年12月6日付託分)

附属資料

福祉子どもみらい局

目

次

ページ

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表.....	1
2	附属機関の設置に関する条例 新旧対照表.....	2

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～31の3（略）	(略)	1～31の3（略）	(略)
<p>32 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第59条の2第1項及び第2項_____の規定により、知事に提出する書類（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出する書類を除く。</u>）を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) <u>法第59条の2の5第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	(略)	<p>32 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第59条の2第1項及び第2項並びに<u>第59条の2の5第1項の規定により、知事に提出する書類_____</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(新規)</p>	(略)
32の2～160（略）	(略)	32の2～160（略）	(略)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正				現 行			
第1条～第3条（略） 別表（第2条関係）				第1条～第3条（略） 別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	(略)	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)	神奈川県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議するとともに、その実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	20人以内	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)	神奈川県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上につき知事の諮問に応じて調査審議し、その	20人以内	

改 正			現 行		
				結果を報告し、又は意見を 建議すること。	
(略)			(略)		
神奈川県 障害 を理由 とする 差別の 解消の ための 調整委 員会	(略)	(略)	神奈川県 障害 を理由 とする 差別の 解消の ための 調整委 員会	(略)	(略)
神奈川県 子ども・若 者施策 審議会	子ども・若者に関する施策 及びこれと一体的に講ずべ き施策に関する次に掲げる 事項につき知事の諮問に応 じて調査審議し、その結果 を報告し、又は意見を建議 するとともに、地方青少年 問題協議会法（昭和28年法 律第83号）に基づき、青少 年の指導、育成、保護及び 矯正に関する総合的施策の 実施に関し必要な関係行政 機関相互の連絡調整を図る こと。 (1) 子ども・子育て支援法 （平成24年法律第65号） に規定する子ども・子育 て支援事業支援計画並び に子ども・子育て支援に 関する施策の総合的かつ 計画的な推進に関し必要 な事項及び当該施策の実 施状況 (2) 就学前の子どもに関す る教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法 律（平成18年法律第77 号）第17条第3項、第21 条第2項及び第22条第2 項の規定によりその権限 に属させられた事項 (3) 幼保連携型認定こども 園の学級の編制、職員、 設備及び運営に関する基 準を定める条例（平成26 年神奈川県条例第52号） 第3条第1項に規定する	30人 以内	(新 規)	(新規)	(新 規)

改 正				現 行			
		設備及び運営の向上 (4) <u>地方青少年問題協議会 法に規定する青少年の指 導、育成、保護及び矯正 に関する総合的施策の樹 立につき必要な重要事項</u> (5) <u>(1)から(4)までに掲げる もののほか、子どもの貧 困対策の推進その他の子 ども・若者に関する施策 及びこれと一体的に講ず べき施策に関する重要事 項</u>					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
(略)				(略)			
附則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。 (幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「神奈川県子ども・子育て会議」を「神奈川県子ども・若者施策審議会」に改める。 (神奈川県子ども・子育て会議条例等の廃止) 3 次に掲げる条例は、廃止する。 (1) 神奈川県子ども・子育て会議条例(平成25年神奈川県条例第87号) (2) 神奈川県青少年問題協議会条例(平成25年神奈川県条例第111号)							